

（南鯖石エリア）あいくるの乗降ポイントにおける越後交通㈱路線バス停留所での停車に係る合意について

南鯖石エリアあいくるは、本年秋からの運行を予定しており、利用者の乗降においては、越後交通㈱が管理するバス停留所を利用する予定です。

当該交通が越後交通㈱のバス停留所で停車する場合は、道路交通法第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づいて、関係者間で合意した上で公安委員会が公示する必要がある、また、合意に当たっては、事前に本協議会での協議が必要であることから、委員の皆様からの承認を伺うものです。

記

1 （南鯖石エリア）あいくるが停車する越後交通㈱のバス停留所

別紙「南鯖石エリアあいくるが停車する越後交通㈱のバス停留所一覧」のとおり

2 合意書（案）

別紙「合意書案」のとおり

※合意書の締結に当たり、相手方である越後交通㈱代表取締役様、新潟県公安委員会委員長様及び北陸信越運輸局長様には事前説明を行っております。

3 その他

（南鯖石エリア）あいくるの実証運行については、令和 8 年度 第 3 回柏崎市地域公共交通活性化協議会において報告した内容から変更はありません。